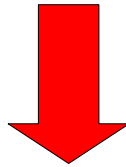


輸出プログラムによる規制

- ・ 20ヶ月齢以下の牛
- ・ SRMの除去



食肉・内臓のリスク

33

月齢確認

日本	米国	カナダ
個体識別制度 約130万頭	○出生証明書 10%:約250万頭 ○枝肉規格 (生理学的成熟度 A40) 10%:約250万頭	出生証明書 20%:約70万頭

枝肉の生理学的成熟度 A40とは？

米国の牛肉の格付けを行うための規格

枝肉の成熟度(骨及び軟骨の大きさ、形及び骨化(特に背骨の断面)、肉の赤身の質感と色)によって判断が可能。A40は20ヶ月齢以下の成熟度。

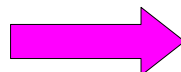
34

米国産牛枝肉の成熟度別の と畜時推定月齢の分布 (2004.11実施分)

区分	推 定 月 齢											計
	~12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22~	
成熟度	A~30		4	2	48	6						60
	A40	2	19	12	92	69	2					196
	A50	8	31	28	42	135	100	10	18	10	19	401
	A60	1	58	174	155	79	164	105	297	39	69	1141
	A70~	1	31	61	125	6	97	182	695	115	143	1464
	BC			17	7	1	0	3	33	4	6	76
	計	12	143	294	469	296	363	300	1043	168	237	3338

米国月齢判別方法

- 21ヶ月齢以上の枝肉がA40以下
と評価される可能性
(99%の信頼度で)

 0.95%以下

21ヶ月齢以上の牛を含む可能性は、2.4万~4.8万頭/年間以下。この群にBSE感染牛が1頭入る確率は高く見積もって20回に1回弱(20年に1回以下)。

と畜処理（１）

	日本	米国	カナダ
と畜数	約130万頭	約2,700万頭 (約90%が 20ヶ月齢以下)	約430万頭
高リスク 牛の排除	獣医師に よる検査 (1頭につき 約80秒)	獣医官もしくは食肉検査官に よる検査 (1頭につき約12秒)	
と畜場での BSE検査	21ヶ月齢以上 を検査 (任意に20ヶ月齢 以下も検査中)	実施せず	

37

と畜処理（２）

	日本	米国	カナダ
スタンニング	実施	実施	
ピッシング	と畜牛の約 80%で実施	実施せず	
SRM除去	実施	日本向け輸出プログラムでは 全月齢のSRM除去を実施	

38

と畜処理(3)

	日本	米国	カナダ
せき髄除去・ 枝肉洗浄後 の確認	・実施 ・と畜検査員に よるせき髄除去 確認	・日本向け輸出プログラムでは 実施。 ・食肉検査官による目視確認	
遵守の 検証	SSOP (衛生標準作業 手順書)	SSOP HACCP (危害分析重要 管理点方式)	SSOP HACCP

39

牛肉及び牛の内臓のリスクの比較(1)

■ BSEプリオンの牛の体内分布

■ 特定危険部位以外からのBSEプリオン検出

- BSE症状を呈した感染牛、高リスク牛(94ヶ月齢)では、末梢神経などからBSEプリオン検出
- 潜伏期の実験感染牛では、筋肉からBSEプリオンは不検出



■ 英国、ドイツでの大規模なサンプリング実験も含め、注視・精査の必要

- 最も若い発症牛: 1992年に英国で確認された20ヶ月齢1頭
- 汚染程度の低下に伴い、発症までの期間は延長
- 地域におけるBSEの汚染程度も合わせて考慮する必要

40

牛肉及び牛の内臓のリスクの比較(2)

■ 先進的機械回収肉

(AMR(30ヶ月齢以下の牛由来))

日本向け輸出プログラム対象外

■ 内臓

A40による月齢判別では輸出不可能

- 内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合は輸出可能

41

牛肉及び牛の内臓のリスクの総括

- 日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低い。

- 内臓に関しては、A40による月齢判別のみでは日本に輸出することは不可能。内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合のみ日本向けに輸出可能。

42

日本向け輸出プログラムによる米国・
カナダ産牛肉等及び国産牛肉等 1

	日本向け輸出プログラムによる牛肉等		国産牛肉等
	米国	カナダ	
【食肉】 月齢確認 可能頭数 (年間)	■出生証明が可能なもの：10% (約250万頭) ■枝肉の生理学的成熟度A40以下によって： 10% (約250万頭)	出生証明が可能なもの：20% (約70万頭)	全頭可能 約130万頭

43

日本向け輸出プログラムによる米国・
カナダ産牛肉等及び国産牛肉等 2

	日本向け輸出プログラムによる牛肉等		国産牛肉等
	米国	カナダ	
【内臓】	出生証明が可能なもの：10% (約250万頭) のSRM以外の内臓が対象	出生証明が可能なもの：20% (約70万頭) のSRM以外の内臓が対象	SRM以外の内臓が流通

44

結論のために (生体牛リスクレベル)

	日本	米国	カナダ
リスク評価の対象	全月齢	20ヶ月齢以下	20ヶ月齢以下
対象と畜頭数(年間)	約130万頭	約2510万頭	約360万頭
BSE感染牛の 含まれる割合 (100万頭当たり)	5～6頭	2～3頭	5～6頭
感染量	陽性牛は 排除	検出限界～ 限界以下	検出限界～ 限界以下

45

結 論

- 科学的同等性を厳密に評価するのは困難
 - 米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明点が多いため
 - 管理措置の遵守を前提に評価しなければならなかったため
- 輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい
- 輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要

46

結論への付帯事項 1

リスク評価機関とリスク管理機関 の責務の明確化

管理機関が判断し施策を実行する場合は、

- ⊕ 国民に十分な説明を行い、
- ⊕ プログラム遵守の確保の責任を負うべき

輸出プログラム遵守を前提に評価

- ⊕ 遵守されない場合は評価は成立しない

47

結論への付帯事項 2

米国・カナダは、今後・・・

SRMの除去の実効性担保

せき髄除去の監視強化

サーベイランスの拡大継続

健康と畜牛を含む十分なサーベイランスが必要

飼料規制の強化

SRM利用禁止の徹底 → 反すう動物以外の動物の飼料にもSRM利用を禁止すべき

輸出プログラム遵守のためのシステム構築 の確立と確認

48